

**「地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標（素案）」
に対する提出意見及びこれに対する県の考え方**

1 意見募集期間

令和7年8月19日～令和7年9月17日

2 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、関係団体への周知

3 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

4 提出された意見の概要

(1) 意見提出件数 21件

(2) 意見の内訳

区分	件数
前文	0件
第1 中期目標の期間	0件
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	一
1 当事者目線による地域生活支援の実践	14件
2 科学的な福祉の研究	2件
3 当事者目線の支援を実践する人材の育成	1件
4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発	0件
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2件
第4 財務内容の改善に関する事項	1件
第5 その他業務運営に関する重要事項	1件
計	21件

(3) 意見の反映状況

反映区分	延べ件数
A 中期目標に反映しました。	4件
B ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます。	14件
C 今後の施策運営の参考とします。	3件
D 反映できません。	0件
E その他（感想・質問等）	0件
計	21件

(4) 提出意見及びこれに対する県の考え方

下記の表の「区分」は「(2) 意見の内訳」を、「反映区分」は「(3) 意見の反映状況」の区分についてそれぞれ示している。

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	第2 －2	1. 科学的根拠に基づく支援について 「科学的な福祉の研究」を推進するにあたり、具体的な評価指標や活用する手法を明示いただきたい。利用者の主観的QOLと客観的健康指標の双方を測定できる仕組みの構築を要望する。	C	研究における評価指標や手法は重要ですので、今後の中期計画の検討にあたり参考にさせていただきます。
2	第2	2. 地域生活移行後の支援について	A	利用者が安心して地域生活移行を進める

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
	－ 1	地域生活移行を推進する際、移行後に生活が困難となった場合の再入所や危機介入の仕組みをあらかじめ整備し、安心して地域移行に臨める体制を確保いただきたい。		<p>ためには、地域生活移行後に生活が困難となった場合の仕組みも重要ですので、第2の1(1)の「エ 暮らしの場の充実と地域生活移行」の記載を次のとおり修正しました。</p> <p>(エ) 地域生活移行後のフォローアップ 利用者が地域生活移行した後に安心して暮らしていくよう、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所の活用や再び地域で暮らせるようにするための期間を定めた再入所の受入れも行なながら継続的な定着支援に取り組むこと。</p>
3	第4	3. 財務の持続可能性について 自己収入の確保に関して、科研費等の外部資金だけでなく、安定的かつ持続可能な収益モデル（例：研修・研究成果の有償提供、企業との協働による新規事業）を検討・導入いただきたい。	B	<p>自己収入を充実することにより法人の自律的な業務運営を確保していくことは重要です。 ご意見の趣旨は、第4の「1 自己収入の確保」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。</p>
4	第2 － 3	4. 人材の定着と育成について 現場職員の離職防止や定着に向け、研修体系の充実に加えて、労働環境や待遇改善策など具体的な施策を強化いただきたい。	A	<p>職員の定着に向けた取組は重要ですので、第3の「1 運営体制の確保」の記載を次のとおり修正しました。</p> <p>(2) 職員の計画的な確保と定着 法人の自主性及び実効性を高めるため、法が直接雇用する職員の計画的な確保を進めるとともに、職員の定着に向けて魅力のある職場づくりを推進すること。</p>
5	第3	5. 支援成果の評価について 満足度調査だけでなく、地域生活移行率、健康状態の維持・改善度、再入所率、地域交流の実績など、数値化可能なアウトカム指標を設定し、目標達成度を検証できる仕組みを導入いただきたい。	C	支援の成果に関する数値目標を設定し、その達成状況を検証していくことは、目標と実績評価による管理を軸とする地方独立行政法人制度の趣旨からも重要ですので、今後の中期計画における数値目標や業務実績評価基準の検討にあたり参考にさせていただきます。
6	第5	6. 当事者参画の仕組みについて 第三者機関の意見聴取に加え、当事者や家族が政策決定や支援計画の策定段階から参画できる仕組みを整備し、形式的ではない実質的な参画を実現していただきたい。	B	<p>当事者目線の支援を実践するためには、本人の望みの寄り添いながら、家族とともに支援していくことが重要です。 ご意見の趣旨は、第2の1(1)の「ア 共感に基づくチームでの利用者支援」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。</p>
7	第3	中井やまゆり園の虐待事案に関する報告書では、「長期入所の受入停止及び短期入所の新規受入制限の検討」とともに「利用者定員と職員数の適正化」が謳われており、要は職員が不足しており、人手不足、マンパワーの不足の中で、虐待や様々なことが起きたとされたと考えているが、新しい法人の中期目標では、「職員の計画的な確保」となっているのみで、職員を手厚く手配するといった文言が無	B	ご意見にある報告書は、「『愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会中間報告書』による県への指摘に係る検証結果報告書」を指しているものと思われます。一方で、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構においても、当事者目線の支援を実践していくためには、中井やまゆり園利用者と職員のウェルビーイングを高めていくためにふさわしい職員配置を含む組織体制が重要です。

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
		い。知事は独法を新たに設立するのに、過去の虐待事案を反省して、手厚い職員配置を進めることといった目標を追加すべきではないか。		ご意見の趣旨は、第2の1(1)アの「(エ)ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。
8	第2 －2	障害のある人が、地域で安心して暮らすように就労支援や子育て支援や福祉のサービス等、横のつながりの強化。	B	障害者が地域で安心して暮らしていくためには、地域の住民、企業や障害福祉サービス事業所、行政機関などの連携により、地域とのつながりの中で障害者を支える存在を増やすとともに、障害者が地域を支える存在となる必要があります。 ご意見の趣旨は、第2の1の「(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。
9	第2 －1	当事者の家族の声を定期的に聞いていく。	B	障害者の豊かな暮らしづくりを実践していくためには、利用者とともに、その家族等の声を支援に反映していくことが重要です。 ご意見の趣旨は、第2の1(1)アの「(イ)チームによる支援」及び第5の「2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。
10	第2 －1	福祉職員の人材不足で、安定したサービスが受けられない現状がある。地域住民と自然に交流できる場の拠点作り。など、取り組みを広めてほしい。	B	障害者が地域で安心して暮らしていくためには、地域とのつながりの中で障害者を支える存在を増やすとともに、障害者の可能性を広げて、障害者が地域を支える存在となる必要があるため、地域の課題を把握し、それらの解消に資するような活動や、そのための場の創出に取り組むこと重要です。 ご意見の趣旨は、第2の1の「(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。
11	第2 －1	中井やまゆり園のような大きな施設の敷地の中に、就労ができる施設を設けて欲しいと思います。 就寝は別棟の建物で個別の部屋、相部屋での生活。朝、起床して身支度をして、就労施設に向かう。(ご自身でも付き添いでても)日中、各個人に合わせた作業をする。 (介助あるなしはその都度判断)夕方、終了したら、生活寮に戻り、夕食、入浴などを済ませ、余暇を過ごし就寝。一連したパッケージが欲しいと思います。もちろん、外部から通って就労することも可能にします。できることなら、巡回車などで送迎できれば尚、良いと思います。 また、仕事自体は営業したり、募集をかけて依頼してもらいます。そして仕事を依頼してくれた企業には、法人税などの	B	就労ができる施設は重要ですが、中井やまゆり園の中で一日が完結するのではなく、就労を含む日中活動の場と居住の場とを分ける職住分離を基本とする生活の構築を進めていく必要があると考えています。 また、ご意見のとおり、障害者が地域で安心して暮らしていくためには、地域の住民、企業や障害福祉サービス事業所、行政機関などの連携により、地域とのつながりの中で障害者を支える存在を増やすとともに、障害者が地域を支える存在となる必要があります。 ご意見の趣旨は、第2の1の「(2) 地域とのつながりをつくる連携の実践」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
		<p>減額をし、その減額分を従業員の給料に反映させる確約を結ぶ。また、イベントなどでは、依頼してくれた企業を大々的にアピールすること。つまり障がいのある方が頑張って仕事をすると、民間企業の従業員の賃金が上がるという仕組みを構築したいと思ってます。</p> <p>障がいのある方の家族ばかり優遇も良くもなく、平等ではなく、公平になる仕組みが良いと思います。そうすることによって障がいのある方の家族への不満も減り、必ず応援してくれる風潮になると信じています。</p> <p>障がいのある方が稼いだ収入は、もちろん個人で自由に使えるようにする一方、普段の生活費の足しにもします。障害年金で貰えないと家族の持ち出しになる可能性もあります。(区分によって負担額は違うので、絶対ではない) その家族の負担軽減にも貢献します。</p> <p>このパッケージの1番大事な思考は、「人は頼られて、役にたつ事で生きがいを感じる」ということ。障がいの区分によって、できる事、出来ない事はあります。それをチーム(医療、看護、福祉、行政、学校、就労、家庭)として1人1人を判断し、出来る事をしてもらう。それはなかなか民間企業では不可能。やまゆり園を筆頭に、グルホ、B就労施設、生活介護施設、訪問事業所、ご家庭などと連携し、障害のある方、そのご家族が安心して任せられる事業が望ましい。</p>		
12	第2 －1	<p>散々、障がいをお持ちのご家族と携わつてきましたが、御両親は100%自分達が亡くなった後の事を考えています。どこのグルホもヘルパー、職員不足で壊滅状態。施設に入所しても、ただ死なない程度に生かせていると思っています。どうしても御両親が居なくなれば、手厚い介助はなくなります。全てのご家族は、この不安があります。それを独立行政法人として、ご家族が何の心配もなく安心安全に任せられる施設になることが理想かと思います。ショートステイやレスパイントなど、障がいのある方をお持ちのご家族も何の不安、不自由もなく生活出来ることが理想。「福祉」というと、障がい児&者本人にたいしての介助、サービスばかりが謳われます。もちろん、それも大事ですがそれ以上にご家族への支援が必要です。体力的、精神的にも相当、過酷です。健常者の家族からは、考えられないほどの過酷さ。みなさん、それを試練のようにして日々を過ごしています。家</p>	B	<p>障害者が地域で安心して暮らしていくためには、利用者やその家族等の不安に寄り添い、地域における暮らしの場を確保するだけでなく、地域との関係や地域における役割をつくるとともに、地域生活移行後の定期的なフォローアップ等に取り組んでいくことが重要です。</p> <p>ご意見の趣旨は、第2の1(1)の「エ暮らしの場の充実と地域生活移行」及び第2の1(2)の「地域とのつながりをつくる連携の実践」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。</p>

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
		族に障がいのある方がいるだけで、県民の1人は働き手として就労出来なくなります。利益、人件費などの観点からも民間で行うのはほぼ不可能だと感じました。		
13	第2 －1	<p>障がい児＆者1人に沢山の方がかかるわり、その方達が高いモチベーションで対峙しなければなりません。それに関わる方達の待遇なども、やりがいにつながる事を忘れないでください。介助者は機械ではありません。感情があります。知的、強行がある方達と接するには、それ相当の寛容力が必要です。それは賃金だったり休暇だったり、心の余裕の表れです。難しい問題ですが、寛容力は生き様で養われます。優しい両親に育てられ、他人を恨まない、妬まないなどの躾が大事で幼少期からの家庭環境が大きく影響します。利己的ではなく、利他の生きしていくことが結局、自分、自分の家族を守る事、周りの人達を守ることに繋がるという思考が大事。献血やボランティアをしている方は、少なからず利他的に生きています。このような方達が心豊かに勤めていける施設であれば、その施設にいる障がい児＆者の方達が幸せでないはずがありません。双方が「生きがい」を感じられる施設になることを心から願っています。</p> <p>中井やまゆり園が全国の目標、スタートラインになってくれるよう祈っています。</p>	B	<p>当事者目線の支援を実践していくためには、利用者だけでなく、そこで働く職員を含むウェルビーイングを高めることも重要です。</p> <p>ご意見の趣旨は、第2の1(1)アの「(イ)ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。</p>
14	第2 －1	<p>(オ)施設規模の見直し、(カ)通過型施設としての役割の確立について 入所施設が通過型であることは賛成です。出来るだけ小規模であることも必要です。しかし、中井やまゆり園の規模の縮小や通過型のみとして、利用が縮小されることには賛成できません。地域移行の受け皿の整備が進んでいない現状では、今も起きている県外の遠方の入所施設の利用や、精神科病院の利用になってしまふことが明らかです。また、重度訪問介護の制度もサービス提供事業所や担い手不足で必ずしも利用を選べる状況になってしまいません。早期に「希望者実態調査」の結果を公表し、地域移行のできる体制を整えつつ、規模の見直しや通過型の確立を目指すことが必要です。「希望者実態調査」に関して、相談事業所の何か所かに話を伺ったところ、調査を求められないところもあります。精神科病院でやむなく過ごしている障害者は把握されないことがあるのではないかと思わ</p>	B	<p>施設規模の見直しや通過型施設としての取組とあわせて、障害者が地域で安心して暮らすための受け皿を確保していくことは重要です。</p> <p>このため、現在の利用者の居場所を必ず確保することを前提に、一人暮らし、自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整に加え、県立グループホームを設置して、望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方を検証していく必要があります。</p> <p>ご意見の趣旨は、第2の1(1)エの「(イ)地域における暮らしの場の確保」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。</p> <p>なお、県では、政令市や中核市、施設関係団体とともに、個々の希望者と施設をつなげるための協議の場を年度内に設置し、必要な方が必要な時に施設入所できるよう取り組んでまいります。</p>

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
		れます。家族介護の実態から、介護者の高齢化が急速に進む中、今纏められようとしている「希望者実態調査」が制度設計の根拠資料になるかも危惧します。		
15	第2 －1	「第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に追加する。 ○ 入所が必要な人は受け入れる（入所、短期入所共） 「介護する人がいなくなったり、虐待等での保護のための措置、他の施設での受け入れが難しく生活の場の確保が必要な人を受け入れる。」	B	一時的に地域での生活が困難となった障害者について、その人が置かれた環境や必要性を踏まえて、短期、長期に関わらず、入所の受入れを行うことは重要です。また、こうした取組とともに、家族や地域の関係機関と連携し、再び地域で暮らせるようにするための支援を行うことも重要であると考えています。 ご意見の趣旨は、第2の1(1)エの「(カ)通過型施設としての役割の確立」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。
16	第2 －1	「エ 暮らしの場の充実と地域生活移行」に追加する。 (0) 中井やまゆり園付属「グループホーム」10棟の設置 中井やまゆり園利用者の地域移行予備生活と意欲を持った自立的生活の実現のために、中井やまゆり園・秦野駅の近い場所に10か所のグループホームを設置し運営する。	B	利用者にとって望ましい暮らしの場を確保することが重要ですので、一人暮らし、自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整に加え、県立グループホームを設置し、その運営を通じて、望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方を検証していく必要があると考えています。 ご意見の趣旨は、第2の1(1)エの「(イ)地域における暮らしの場の確保」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。
17	第2 －1	「(3) 当事者の希望に寄り添う相談支援の実施」に追加する。 (0) 県域担当の「神奈川県発達障害支援センター(かながわエース)」を充実し、県域の障害者、事業所、市町村の実態調査を毎年実施し公表する。 (a) 県域の発達障害相談事業所を支援する役割を担い、支援困難な対象者の支援を当該事業所と連携してサポートする。 (b) 発達障害の幼児・学童・成人への支援・普及啓発等の活動を、関係機関と連携して、積極的に実施する。	C	神奈川県発達障害支援センターについては、その相談機能を福祉機構が継続することにより、科学的な福祉研究の成果の活用などによる幅広いニーズへの対応が期待できます。 一方、発達障害の広域的な普及啓発や、市町村・関係機関への支援、連携については、県の役割として期待が高いため、運営は引き続き県が行うこととした上で、相談機能は福祉機構が継続し、県と福祉機構が一体となって、発達障害者支援の充実に取り組んでいきます。 こうした考え方を踏まえて、第2の1の「(3) 望みに寄り添う相談支援の実践」に次のとおり記載を追加しました。なお、ご意見については、今後の施策運営の参考にさせていただきます。 (オ) 発達障害者相談支援の実施 神奈川県発達障害支援センターの相談機能を継続すること。
18	第2 －1	(オ)施設規模の見直し、(カ)通過型施設としての役割の確立 ○ 入所施設が地域に根付いて地域での暮らしを支えるために、通過型を志向していく必要があることには賛成ですし、できるだけ小規模化した方がよいことも	B	一時的に地域での生活が困難となった障害者について、その人が置かれた環境や必要性を踏まえて、短期、長期に関わらず、入所の受入れを行うことは重要です。また、こうした取組とともに、家族や地域の関係機関と連携し、再び地域で暮らせ

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
		<p>勿論だと考えます。</p> <p>○ しかし、中井やまゆり園が対象にする知的障がい分野を見ると、神奈川県の地域サービス基盤の整備はまだまだ不十分です。例えば、グループホームの数だけは一定確保されつつありますが、行動障がいの激しい方々などは利用が難しい実態が一向に改善されていません。重度訪問介護を使って地域で一人暮らしをする方もまだまだ限られています。そのために、実際には県外の施設やグループホームを利用せざるを得ない方々が少なくないのです。</p> <p>そのような実態なのに、入所施設の定数を減らしていくことだけが先行すると、そのしわ寄せが当事者やご家族の負担になってしまいます。現在入所している利用者の地域生活移行先を確保するだけでなく、これからも入所施設を利用したいという方々の受け入れ定数を一定程度は確保しておく必要があると考えます。</p> <p>まだ最終結果が公表されない「希望者実態調査」もふまえて、地域サービス基盤が十分に整備されるまでは、入所施設の定数を維持しておく必要があると考えます。施策の順番が違うのではないかでしょうか。</p> <p>○ 千葉県長生村で起きた事件の背景には、中井やまゆり園を含めた多くの県立施設（定員 60 人に再整備された芹が谷やまゆり園・津久井やまゆり園を除く）で新規入所が出来なくなっている実態があると、多くの関係者やご家族が受けとめています。このような事件を二度と繰り返さないためにも、定数を当面は維持することが必要だと考えています。</p>		<p>るようにするための支援を行うことも重要であると考えています。</p> <p>ご意見の趣旨は、第 2 の 1 (1) エの「(カ)通過型施設としての役割の確立」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。</p> <p>なお、県では、政令市や中核市、施設関係団体とともに、個々の希望者と施設をつなげるための協議の場を年度内に設置し、必要な方が必要な時に施設入所できるよう取り組んでまいります。</p>
19	第 2 － 1	<p>1. 地域生活支援拠点整備への促進について</p> <p>「相談機能」「緊急時の受入・対応」「体験機会・場の提供」「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」の 5 本の柱を掲げている地域生活支援拠点整備については、地域生活を安心、安全に暮らしていく上では重要な制度ですが、未整備状態のままです。特に「緊急時の受入・対応」については喫緊の課題がありますが、どの地域も「緊急時受入・対応」の体制は出来ておりません。掲示されました地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標（素案・以下中期計画）では、「地域」についての記載はあるものの「地域生活支援拠点整備」については一切触れておりません。こうした課題に対して、率先して、リーダシップをとってい</p>	B	<p>障害者が地域で安心して暮らしていくためには、地域生活支援拠点における緊急時の受入や対応も含めて、行動障害の有無に関わらず、障害者を支える地域をつくることが重要であると考えています。</p> <p>ご意見の趣旨は、第 2 の 1 (1) エの「(カ)通過型施設としての役割の確立」に記載しているため、中期目標による指示を通じて取り組んでまいります。</p>

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
		くことこそが、独立行政法人の役割ではないかと考えます。まさに中期計画にもあります「地域つくり」なのではないでしょうか。強度行動障害の「緊急時受入・対応」については、どの地域においても喫緊の課題です。地域生活移行を推進していくとともに「緊急時の受入、対応」が出来るよう体制整備をすることを明確に中期目標に盛り込んでください。加えて国立のぞみの園で実施している「有期限利用（ご本人の障害特性へのアセスメント及び、行動軽減に向けた支援の構築）」の強度行動障害者への支援を神奈川県で実施することを盛り込んでください。		
20	第2 －1	2. 地域生活移行の推進について 「地域生活移行」を推し進めていくことは、とても重要なことと捉えております。また同時に地域生活移行を進めていく上で施設における支援の構築、それを担う人材はとても重要です。特に強度行動障害への支援としては、先人の方たちが築いてきた科学的に実証されてきたエビデンスに基づいた支援を実践し、支援を構築し、地域に繋げていく、いわば施設と地域の事業所を繋ぐのりしろの役割をしていくことが必要です。加えて施設内における支援構築は一人で出来ることではなく、施設内の個々の職員によるチームでの支援力が大きなカギとなるのではないでしょうか。以上から（1）エビデンスに基づいた支援が実行できる人材を育成することと、（2）チームでの支援力を外部だけでなく、内部でも築けるように支援体制の構築することを明記してください。また地域生活移行後のフォローアップとして、「短期入所も活用しながら継続的な定着支援」となっておりますが、短期入所はご家族等のレスパイトケアを目的としていることから、状況変化の際はいつでも（3）施設に戻れる体制つくりを実施し、支援を再構築できるような仕組みつくりをしてください。	A	<p>地域生活移行を進めていくためには、科学的な根拠に基づく当事者目線の支援を実践できる人材の育成、チームによる支援や一時的に地域での暮らしに困難となった障害者を期間を定めて受け入れる体制づくりが重要ですので、第2の1(1)の「エ　暮らしの場の充実と地域生活移行」の記載を次のとおり修正しました。</p> <p>(ウ) 地域生活移行の推進 多職種や家族等を含むチームによる意思決定支援に基づき、地域生活体験やピアサポートなどを通じて利用者の望む暮らしの実現に向けて、地域の住民、事業所、相談機関、医療機関及び行政機関等との十分な調整を行うとともに、地域の理解や交流を広げながら、地域生活移行に取り組むこと。 なお、どんな障害があっても望む暮らしを実現できるようにすることを目指し、障害の状態などにより特に地域生活移行が困難と考えられる利用者から積極的に取り組むこと。</p> <p>地域生活移行スキームを整理し、民間法人や自治体等への普及に取り組むこと。</p> <p>(エ) 地域生活移行後のフォローアップ 利用者が地域生活移行した後に安心して暮らしていくよう、定期的なフォローアップを行い、必要に応じて短期入所の活用や再び地域で暮らせるようにするための期間を定めた再入所の受入れも行いながら継続的な定着支援に取り組むこと。</p>
21	第2 －2	3. 科学的な福祉の研究について 科学的根拠は大事ですが、大学等すでに研究されている分野や、すでに実証されている科学的根拠（エビデンス）のある手法（支援）があります。その	A	科学的な福祉の研究の成果を大学等の教育研究機関や支援の現場に普及し、当事者目線の支援を地域に広げていくための仕組みづくりは重要ですので、第2の「2 科学的な福祉の研究に基づく当事者目線

整理番号	区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
		<p>中で課題となるのが、地域（事業所等）と大学（教育）との繋がり（連携や、情報等のアクセスなど）が持てていないことや、これまで研究してきたことが地域の事業所では、実践での活用まで至っていない現状があります。科学的な福祉の研究については、大学等とも連携し、地域へ拡げていく手法、手段等についての仕組みつくりを行い、強いては地域の支援者の実践力に繋がり、自らが実装できるようになることで、当事者目線に立った支援を実現していくことが出来るのではないかでしょうか。</p>		<p>「の推進」の記載を次のとおり修正しました。</p> <p>(5) 研究成果の社会への還元 当事者目線の障害福祉を広めるため、大学等の教育研究機関や民間施設・事業所等と連携し、研究成果を現場での実践例とともに学生や職員の人才培养、地域への普及啓発に生かすこと。 また、県等の施策への反映や県を通じた国への要望などに活用するとともに、福祉に関する諸課題に対する研究成果の適用を推進し、県と連携して福祉全体の底上げを図ること。</p>